

施策別整理表

(ヒアリング対象施策部分抜粋)

平成 26 年 5 月 27 日

(1) エステ・美容医療サービスについて

○重点施策

現行「消費者基本計画」の内容	14. エステ・美容医療サービス （施策番号：39、39-2、39-3、153-3 関係）【厚生労働省】			
	① エステ・美容医療サービスについて、医療機関のホームページにおける表示適正化を担保するとともに、利用者への説明責任を徹底して実現します。 ② まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等について検討し、必要な措置を講じます。			
		平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等
	① <ul style="list-style-type: none"> ・美容医療サービスにおける「医療機関のホームページに関するガイドライン」の遵守状況の検証・評価の実施及び一定の改善が見られない場合、ホームページの表示を適正化するための、法規制を含めた必要な措置の検討 ・消費者庁と連携するなどして、美容医療サービスにおける事前説明（消費者取引に関する内容を含む）及びその同意に係るトラブルの発生状況を把握し、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度の取組を踏まえ、美容医療サービスにおける医療機関のホームページの表示適正化のための措置の実施 ・平成 25 年度の取組を踏まえ、美容医療サービスにおける事前説明の内容（消費者取引に関する内容を含む）やその方法を具体的に示した指針の策定 	厚生労働省	
	<ul style="list-style-type: none"> ・まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等の検討及び検討を踏まえた措置の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度の措置の実施状況等を踏まえた対応 	厚生労働省	

実施状況

① 医療に関する広告は、国民・患者保護の観点から、医療法により限定的に認められた事項以外は、広告が禁止されてきましたが、インターネット上の表現については、これまで何の基準もありませんでした。

一方で、美容医療サービス等の自由診療を行う医療機関のホームページに掲載されている治療内容や費用と、受診時における医療機関からの説明・対応とが異なるなど、ホームページに掲載されている情報の閲覧を契機としてトラブルが発生していました。

このため、「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」の意見を踏まえ、引き続き、原則としてホームページについては、医療法の規制対象と見なさないこととするものの、ホームページの内容の適切なあり方について、2012年9月28日に医療機関ホームページガイドラインを作成し、引き続き周知徹底しています。また、バナー広告等は従前から医療広告として法規制の対象であったが、2013年9月27日には、消費者委員会の指摘等を踏まえ、医療広告ガイドラインを改正し、医療機関のホームページのうち、バナー広告等にリンクするものは医療広告として法規制の対象となることを明確化しました。

また、医療従事者から患者に対し、丁寧に説明しなければならない事項については、「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(2003年9月12日通知)において定めており、各都道府県に周知していましたが、最近、美容医療サービス等の自由診療について、患者の理解と同意が十分に得られていないことに起因するトラブルが発生しています。「診療情報の提供等に関する指針」では、「代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失(患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、それぞれの場合の費用を含む。)」を医療従事者が患者に対して丁寧に説明しなければならない事項として定めており、緊急性がそれほど高くない美容医療サービスの提供に当たっては、こういった事項について特に丁寧な説明が求められます。しかしながら、患者の理解と同意が十分に得られていないことに起因すると考えられるトラブルが生じていることを踏まえ、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」(2013年9月27日通知)を定めました。

② 2011年11月から「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において、まつ毛エクステンションの施術に係る安全性の確保等について検討を重ね、2013年6月に教育プログラムを取りまとめました。この教育プログラムの作成を受けて、公益社団法人日本美容美容教育センターにおいて当該プログラムに沿って美容師養成施設における教科書の作成が行われ、2014年4月1日に発行され、教育の充実が図られました。また、消費者への情報提供の在り方等についても、施術の安全性の確保について検討し、これを踏まえ、地方公共団体に対して、「まつ毛エクステンションに係る教育プログラムと情報提供等について」(2013年6月28日通知)を発出し、施術による健康被害のリスク等に関する情報提供等の取組の徹底について、営業者に対する周知や指導監督を求めました。

14. エステ・美容医療サービス（施策番号：39、39-2、39-2-2、39-3、153-3、153-3-2 関係）【厚生労働省】

- ① 美容医療サービスについて、医療機関のホームページにおける表示適正化を担保するとともに、利用者への説明責任を徹底して実現します。
- ② まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等について検討し、必要な措置を講じます。

「消費者基本計画」見直し案（見直し箇所は下線部）

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> ・美容医療サービスにおける「医療機関のホームページに関するガイドライン」の遵守状況の検証・評価の実施及び一定の改善が見られない場合、ホームページの表示を適正化するための、法規制を含めた必要な措置の検討 ・消費者庁と連携するなどして、美容医療サービスにおける事前説明（消費者取引に関する内容を含む）及びその同意に係るトラブルの発生状況を把握し、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・美容医療サービスにおける<u>医療機関のホームページの表示適正化に向けて平成 25 年度に改正した医療広告ガイドラインの周知徹底</u> ・平成 25 年度に策定した美容医療サービス等の自由診療における<u>インフォームド・コンセントの取扱い等についての指針の周知徹底</u> 	厚生労働省	
	<ul style="list-style-type: none"> ・まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等の検討及び検討を踏まえた措置の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度の措置の実施状況等を踏まえた対応 	厚生労働省	

見直しの考え方

平成 25 年度中に医療広告ガイドラインの改正や美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等についての指針の策定を行ったため。

○具体的施策

施策番号	39-2
消費者基本計画における具体的施策	美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、周知を行います。また、患者に対する事前説明(消費者取引を含む。以下同じ。)及びその同意に係るトラブルの発生状況について、消費者庁と連携するなどして把握するとともに、その結果を踏まえ、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針について検討・策定します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	医療法第1条の4第2項
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	前段について、引き続き実施します。 後段について、平成 25 年度から検討し、26 年度に策定します。
実施状況	医療従事者から患者に対し、丁寧に説明しなければならない事項については、「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(2003 年9月 12 日通知)において定めており、各都道府県に周知していましたが、最近、美容医療サービス等の自由診療について、患者の理解と同意が十分に得られていないことに起因するトラブルが発生しています。「診療情報の提供等に関する指針」では、「代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失(患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、それぞれの場合の費用を含む。)」を医療従事者が患者に対して丁寧に説明しなければならない事項として定めており、緊急性がそれほど高くない美容医療サービスの提供に当たっては、こういった事項について特に丁寧な説明が求められます。しかしながら、患者の理解と同意が十分に得られていないことに起因すると考えられるトラブルが生じていることを踏まえ、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針として、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」(2013 年9月 27 日通知)を定めました。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 39-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	前段については、施策番号 39-2-2 を進めます。 後段については、実施済み。 (事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針として、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」(厚生労働省医政局長通知医政発 0927 第1号)を平成 25 年9月 27 日付けで発出したため。)
見直しの考え方	事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針として、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」(厚生労働省医政局長通知医政発 0927 第1号)を平成 25 年9月 27 日付けで発出したため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 39-2-2 番	
具体的施策	事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針である「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」(平成 25 年9月 27 日付け厚生労働省医政局長通知医政発 0927 第1号)を周知徹底します。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	平成 26 年度に実施します。
重点施策との関連	関連の有無 : <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 関連重点施策番号 : 14

施策番号	153-3
消費者基本計画における具体的施策	平成 24 年9月に作成した医療機関ホームページガイドラインについて、国民・患者・関係団体等への周知徹底を行い、関係団体等による自主的な取組を促すとともに、ガイドラインの遵守状況の検証・評価を実施し、一定の改善が見られない場合には、美容医療機関等のホームページの表示を適正化するための、法規制を含めた必要な措置を検討・実施します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	医療法第6条の5
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	平成 25 年度に検討し、26 年度に実施します。
実施状況	<p>医療に関する広告は、国民・患者保護の観点から、医療法により限定的に認められた事項以外は、広告が禁止されてきましたが、インターネット上の表現については、これまで何の基準もありませんでした。</p> <p>一方で、美容医療サービス等の自由診療を行う医療機関のホームページに掲載されている治療内容や費用と、受診時における医療機関からの説明・対応とが異なるなど、ホームページに掲載されている情報の閲覧を契機としてトラブルが発生していました。</p> <p>このため、「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」の意見を踏まえ、引き続き、原則としてホームページについては、医療法の規制対象と見なさないこととするものの、ホームページの内容の適切なあり方について、2012 年9月 28 日に医療機関ホームページガイドラインを作成し、引き続き周知徹底しています。また、バナー広告等は従前から医療広告として法規制の対象であったが、2013 年9月 27 日には、消費者委員会の指摘等を踏まえ、医療広告ガイドラインを改正し、医療機関のホームページのうち、バナー広告等にリンクするものは医療広告として法規制の対象となることを明確化しました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 153-3 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (美容医療機関等のホームページの表示を適正化するための措置として、「「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針(医療広告ガイドライン)」の改正について」(厚生労働省医政局長通知医政発 0927 第4号)を平成 25 年9月 27 日付けで発出したため。)
見直しの考え方	美容医療機関等のホームページの表示を適正化するための措置として、「「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針(医療広告ガイドライン)」の改正について」(厚生労働省医政局長通知医政発 0927 第4号)を平成 25 年9月 27 日付けで発出したため。

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
厚生労働省	医療広告指導体制強化講習会経費	1.5	1.5

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 153-3-2 番	
具体的施策	美容医療機関等のホームページの表示を適正化するために発出した「「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針(医療広告ガイドライン)」の改正について」(平成 25 年9月 27 日付け厚生労働省医政局長通知医政発 0927 第4号)を周知徹底します。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	平成 26 年度に実施します。
重点施策との関連	関連の有無 : <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 関連重点施策番号 : 14

(2) 冷凍食品への農薬混入問題について

○具体的施策

施策番号	3
消費者基本計画における具体的施策	消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対応の在り方等に関する要綱に基づき対応します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	緊急時に速やかに対応します。
実施状況	<p>消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対応の在り方等に基づき対応することとしています。</p> <p>2013年12月末に発覚した(株)アクリフーズ群馬工場が製造した冷凍食品への農薬混入事案については、消費者の食への信頼を揺るがすものでした。そこで、関係省庁間で情報共有を行い、課題についての認識を深めるために、2014年1月14日に1回目の消費者安全情報総括官会議を開催しました。本会議では、関係府省庁(食品安全委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省)と緊密な連携及び情報の共有を図り、商品の自主回収が一層、円滑かつ確実に進むよう、流通業界に対し、消費者庁と関係府省が連携して、店頭での消費者への情報提供等の協力を要請することとしました。</p> <p>さらに、事案の概要がある程度明らかになった段階の3月14日に2回目の消費者安全情報総括官会議を開催し、関係府省庁局長申合せとして、本事案の再発防止に向けた「冷凍食品への農薬混入事案を受けた今後の対応パッケージ」を取りまとめました。具体的には、①食品等事業者に対する食品安全に関する情報提供、②食品等事業者から保健所への届出・相談、③リコール情報周知の推進、④緊急時対応について、検討するとともに、関係府省庁が連携してこれらの取組を実施することとしています。</p> <p>また、消費者庁は、2012年9月28日に改正した「消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱(関係閣僚申合せ)」を踏まえ、緊急時対応訓練を実施することとしており、2013年12月11日に食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省と連携し、消費者庁として初めて緊急時対応訓練を実施しました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号3番	
具体的施策	<p>消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対応の在り方等に関する要綱に基づき対応します。</p> <p>緊急事態が生じた場合に備え、平時より緊急時対応訓練を実施します。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>緊急時には速やかに対応します。</p> <p>緊急時対応訓練については、原則として毎年度実施します。</p>
見直しの考え方	<p>平成 24 年9月 28 日、関係閣僚申合せにより、「消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱」が改正された。本要綱は、「消費者行政推進基本計画」(平成 20 年 6 月 27 日閣議決定)及び「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」(平成 24 年 6 月 29 日閣議決定)第 4 の 4 に基づき、消費者の消費生活における被害の発生又は拡大を防止し、その安全を確保するため、緊急事態等における緊急対策本部の設置等について定めるものである。</p> <p>平成 26 年3月に関係府省庁で取りまとめた「冷凍食品への農薬混入事案を受けた今後の対応パッケージ」においても、「関係府省庁が連携し、消費者安全に関するより実践的な緊急時訓練を原則として毎年度に一度実施する。」こととされたところである。</p> <p>このため、緊急時対応訓練の実施について、消費者基本計画のなかに位置づけることとしたもの。</p>

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	重大事故発生時の緊急連絡・調整対応	1	1

施策番号	29
消費者基本計画における具体的施策	流通食品への毒物混入事件について、迅速に捜査を推進し、関係行政機関と連携を取りながら被害拡大の防止に努めます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	警察庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>警察庁では、流通食品への毒物混入事件について、捜査活動を始めとして、被害の拡大防止のために、関係行政機関との連携を図っています。</p> <p>また、都道府県警察に対して、流通食品への毒物混入事件に関する情報収集、関係行政機関との連携の必要性等について指示するとともに、こうした事件等を認知した際には、必要に応じて、関係行政機関に通報するなどしています。</p> <p>これを受け、都道府県警察では、流通食品への毒物混入の疑いがある事案を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関との情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら被害の未然防止、拡大防止に努めています。</p> <p>2013年中、警察庁及び群馬県警察は、群馬県の冷凍食品製造工場における農薬混入事件について、関係行政機関と情報交換を行うとともに、捜査を推進しました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 29 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
—	—	—	—